

長野市環境基本計画の改定について

1 今まで経過

- 1) 長野市環境基本条例（平成9年3月27日施行）第7条の規定に基づき、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため「環境基本計画」を策定
環境基本計画（平成12年3月策定：平成12年度～平成22年度）
- 2) 平成17年1月の合併による市域の拡大等に対応するため、環境基本計画を見直し、後期計画を策定
環境基本計画後期計画（平成18年10月策定：平成18年10月～平成23年度）
- 3) 平成23年度で後期計画が終了することに伴い、見直しを行い「第二次環境基本計画」を策定
第二次環境基本計画（平成24年4月策定：平成24年度～平成28年度）

2 改定の趣旨

第二次環境基本計画の計画期間が平成28年度で終了することから、第二次環境基本計画を見直し、平成29年度以降の環境基本計画を策定する。

- ① 第二次環境基本計画の取り組みの成果や課題を踏まえた内容とする。
- ② 第二次環境基本計画に掲げた「長野市が目指す望ましい環境像」及び「基本目標」を継承する。
- ③ 市の取り組みの成果が検証できる指標・目標値とする。
- ④ 優先的に展開する取り組みを重点プロジェクトとして推進を図る。

3 改定の進め方

- 長野市環境審議会へ環境基本計画の策定について諮問（平成27年5月）
- 審議会における審議（平成27年度3回、平成28年度2回、計5回予定）
- 審議会から中間報告（平成28年8月予定）
- 中間報告に基づきパブリックコメントを実施（平成28年9～10月予定）
- 審議会における審議
- 審議会から答申（平成28年11月）
- 庁議決定（平成29年2月）
- 計画策定（平成29年4月）

【参考】

長野市環境基本条例 一部抜粋

第7条 市長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、長野市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1） 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

（2） 環境への配慮の指針

（3） 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関し必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見が反映されるよう努めるとともに、長野市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。